

4-1 個人の尊重と、幸福追求権の概要 <基礎編>

「基本的人権」には、どのような権利があるのだろうか？

基本的人権 の分類

基本的人権は、その内容によって複数のカテゴリーに分類することができる。基本的人権が「自然権」という呼び名で主張されるようになった市民革命の時代においては、基本的人権とは「自由権・平等権」のことであった。強大な王権によって束縛され身分制の抑圧に苦しんでいた市民革命当時の人々にとっては、国家権力からの解放という意味での自由の獲得と、身分を越えた平等の実現こそが最も重要な課題だったのである。

しかしながら、18世紀から始まった産業革命と資本主義経済の発展の結果、資本家と労働者との格差は広がり、労働者の生活環境は劣悪となった。そして自由権の主張だけでは人間の尊厳は守れないことが明らかになってきた。このような状況を背景に、20世紀になると、国家が経済社会に積極的に介入して、すべての人々の生活を保障する役割を果たさなければならないという考え方が強まった。ここから政府にそのあめの施策を要求する権利として「社会権」と呼ばれる新しい人権のカテゴリーが生まれた。この考え方を取り入れて、「すべての人に人間に値する生活を保障すること」を経済活動の自由に優先させ、社会的弱者の保護をうたった憲法が1919年にドイツで成立した。これが有名なワイマール憲法である。

20世紀後半になると、従来の自由権・平等権・社会権に加えて、さらに新しい人権がとらえられるようになった。環境権、プライバシー権、知る権利の3つで、これらを「新しい人権」と呼ぶことがある。新しい人権は、日本国憲法には明記されていないが、基本的人権の一般原則としての「幸福追求権」や、既存の自由権・社会権と関係の深い権利として、理論的にも実務的にも基本的人権として認められるに至っている。

■基本的人権の標準的な分類

一般的原則としての	…………	個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利
実体的権利としての	…………	平等権
		自由権 精神的自由権、身体的自由権、経済的自由権
		社会権 生存権、教育を受ける権利、労働基本権
		新しい人権 プライバシー権、知る権利、環境権
基本的人権を守るための権利としての	…………	参政権、請求権